

社会資本総合整備計画 事後評価書(素案)

計画の名称	第三期足立区において地域特性に応じた都市・まちを計画的につくる							重点配分対象の該当	—				
計画の期間	令和02年度～令和06年度（5年間）				交付対象	足立区							
計画の目標	区内に点在する大規模な工場等跡地において良質な住宅の供給を誘導し、まちの活力源となる新たな居住者の流入を促す。 併せて幹線道路及び区画道路整備を行い、まちの公共交通網を強化することで、良好な住宅市街地の形成を図る。												
計画の成果目標(定量的指標)													
【成果目標1】	現状の関原・梅田地区は、東西方向の幹線道路網が形成されておらず、東西の行き来が困難である。補助第138号線を整備し、都道補助第100号線～国道4号を繋ぎ、東西方向の交通ネットワークを構築することで、利便性の向上を図る。 (R2当初～R6末) (対象地区:西新井駅西口周辺地区、対象施設:補助第138号線その2工区)												
【成果目標2】	現状、西新井駅前から国道4号を繋ぐ主要生活道路網が形成されておらず、西新井駅の南側は密集市街地が形成されている。主要区画道路②を整備し、西新井駅～補助第138号線を繋ぎ、交通ネットワークを構築することで、利便性の向上を図る。 (R2当初～R6末) (対象地区:西新井駅西口周辺地区、対象施設:主要区画道路② II 区間)												
【成果目標3】	西新井駅西口交通広場は、(1)交通広場内にバス停が集約されていない、(2)バス利用者の待機列により一時的に歩道の空間が満足に確保出来ていないという課題がある。車道および歩道を拡幅し、これらの課題を解決することで、利便性の向上を図る。 (R5末～R6末) (対象地区:西新井駅西口周辺地区、対象施設:区画街路第9号線交通広場)												
【成果目標4】	千住大川端地区については、関屋公園、地区幹線道路及び区画道路の整備を計画しているため、公園整備率及び道路整備率を指標として次期整備計画以降に効果が発現される。 (R5末～R6末) (対象地区:千住大川端地区、対象施設:関屋公園、地区幹線道路、区画道路)												
定量的指標の定義及び算定式								定量的指標の現況値及び目標値	備考				
【成果目標1】	補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離 (R2当初～R6末) (移動距離) = (整備前) - (整備後との相違距離) ※(移動距離)とは整備後の移動距離1,700mのこと (整備前)とは整備前の移動距離2,100mのこと (整備後の相違距離)とは整備前から短縮された400mのこと							当初現況値 2,100m					
【成果目標2】	主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離 (R2当初～R6末) (移動距離) = (整備前) - (整備後との相違距離) ※(移動距離)とは整備後の移動距離1,900mのこと (整備前)とは整備前の移動距離3,600mのこと (整備後の相違距離)とは整備前から短縮された1,700mのこと							中間目標値 —					
【成果目標3】	歩道における歩行者サービス水準 (R5末～R6末) 歩行者サービス水準(人／m分) = 歩行者交通量(人／時) ÷ 歩道幅員(m) ÷ 60(分／時)							最終目標値 1,700m	【成果目標3】 歩行者サービス水準の区分(大規模開発地区関連交通計画マニュアルに基づく) 水準A:自由歩行 ~27人 水準B:やや制約 27~51人 水準C:やや困難 51~71人 水準D:困難 71~87人 水準E:ほとんど不可能 87~100人				
【成果目標4】	公園整備率、道路整備率 (R5末～R6末) (公園整備率) = (整備された公園の面積) / (公園整備の計画面積) (道路整備率) = (整備された地区幹線道路及び区画道路の延長) / (地区幹線道路及び区画道路の計画延長)							—					
全体事業費	合計 (A+B+C+D)	163 百万円	A	163 百万円	B	0 百万円	C	0 百万円	D	0 百万円	効果促進事業の割合 C/(A+B+C+D)	0.0%	

事後評価

○事後評価の実施体制、実施時期

事後評価の実施体制 足立区社会資本総合整備計画 事後評価委員会 令和6年12月26日～令和7年1月24日	令和6年12月3日 第1回委員会開催(現地視察も実施) 事後評価書(素案)のパブリックコメントの実施 令和7年2月下旬 第2回委員会開催予定 令和7年3月下旬 国土交通大臣へ事後評価書の報告、公表予定	事後評価の実施時期 令和06年度
		公表の方法 インターネット(足立区公式ホームページ)

1. 交付対象事業の進捗状況

交付対象事業

A 基幹事

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)※	備考	
									R02	R03	R04	R05	R06			
A16-001	住宅	一般	足立区	直接	区	西新井駅西口周辺地区住宅市街地総合整備事業	拠点地区の整備(約94.3ha)	足立区	■	■	■	■	■	184	※交付執行額ベース	
A16-002	住宅	一般	足立区	直接	区	千住大川端地区住宅市街地総合整備事業	調査地区(約47.3ha)	足立区					■	2	〃	
														合計	186	〃

B 関連社会資本整備事業(該当なし)

C 効果促進事業(該当なし)

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業(該当なし)

2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況

I 定量的指標に関する交付対象事業の効果の発現状況		【成果目標1】(R2当初～R6末) 西新井駅西口周辺地区では、関連公共施設の整備を順次進めしており、これまでに都市計画道路補助第138号線その1工区、その3工区は開通し、今期の交付対象事業として補助第138号線その2工区の整備を進めている。令和6年度末に整備工事が完了する予定で、開通後は補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離が2,100mから1,700mに短縮され、最終目標が達成される見込みである。				
		【成果目標2】(R2当初～R6末) 西新井駅西口周辺地区では、これまでに主要区画道路②のⅠ・Ⅲ・Ⅳ区間が開通し、残る密集市街地内を通るⅡ区間の整備を今期の交付対象事業として進めた。令和3年3月に全区間が開通し、主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離が約3,600mから約1,900mとなり、最終目標が達成された。				
		【成果目標3】(R5末～R6末) 西新井駅西口駅前の区画街区第9号線交通広場については、令和4年4月に事業認可を取得し、令和6年度に交付対象事業として用地買収に着手した。令和12年度に事業が完了する予定で、交通広場の歩道における歩行者サービス水準の改善効果は、次期計画以降において発現する見込みである。				
		【成果目標4】(R5末～R6末) 千住大川端地区は、拠点地区(A工区)の開発計画が具体化し、令和6年度に交付対象事業として調査費を追加した。地区幹線道路、区画道路、閑屋公園の整備は、次期計画に位置付け実施予定であり、これらの整備効果は次期計画以降において発現する見込みである。				
II 定量的指標の達成状況	補助第138号線その2工区を整備し、都道補助第100号線から国道4号を繋ぐ東西方向の幹線道路ネットワークの構築による利便性の向上	◇補助第138号線を通行した都道補助第100号線～国道4号への自動車での移動距離	当初現況値 最終目標値 最終実績値	2,100m 1,700m 1,700m(達成見込み)	目標値と実績値に差が出た要因	令和6年度末に工事が完了予定である。
	主要区画道路②Ⅱ区間を整備し、西新井駅～補助第138号線～国道4号を繋ぐ交通ネットワークを構築し利便性の向上を図る。	◇主要区画道路②を通行した西新井駅西口～国道4号への自動車での移動距離	当初現況値 最終目標値 最終実績値	3,600m 1,900m 1,900m(達成)		令和3年3月に開通し最終目標が達成された。
	西新井駅西口交通広場の車道および歩道拡幅により、交通広場内にバス停を集約するとともに歩道空間を十分に確保し、利便性の向上を図る。	◇交通広場の歩道における歩行者サービス水準	当初現況値 最終目標値 最終実績値	32人/m分水準B 12人/m分水準A 32人/m分水準B	目標値と実績値に差が出た要因	令和12年度の完成予定であり、次期計画以降に整備効果が発現する見込みであるため。
	千住大川端地区的閑屋公園、地区幹線道路及び区画道路を整備し、利便性を向上させ、安心・安全なまちとする。	◇公園整備率、道路整備率など	当初現況値 最終目標値 最終実績値	— — —		次期計画で整備効果が発現する見込みとしている。
III 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況(必要に応じて記述)		(西新井駅西口周辺地区) ●補助第138号線その2工区 新たに整備される都市計画道路(幅員16m×延長280m)は防災上有効な空地ともなり、木造密集市街地の関原・梅田地区における不燃領域率の向上に寄与する。 ●主要区画道路②Ⅱ区間 当該区間が、西新井駅東口方面からの既存道路と繋がったことで、交通利便性が向上した。 ●西新井駅西口交通広場 令和4年4月に交通広場が事業認可された後、交通広場周辺30m区域の用途地域等や地区計画が変更され、新しいルールに基づくまちづくりが進められている。また、西口南地区市街地再開発事業準備組合も設立された。				
3. 特記事項(今後の方針等)						
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 西新井駅西口交通広場の整備を進め、交通機能の集約と利便性及び歩行者サービス水準の向上を目指していく。 ○ 西新井駅西口周辺地区の木造密集市街地の防災性向上にも寄与する都市計画道路区画街区8号線(関原区間)の事業化を目指していく。 ○ 千住大川端地区的拠点地区(A工区)の閑屋公園、地区幹線道路及び区画道路の整備を民間事業者と連携して推進し、「緑と水辺の魅力にあふれ、多様な世代が集う安全で安心なまち」の実現を目指していく。 		